

【韓国】国会世宗議事堂の設置

海外立法情報課 中村 穂佳

* 韓国国会の分院を世宗（セジョン）特別自治市内に設置する内容の国会法改正が、2021年10月14日に公布され、同日施行された。今後、世宗議事堂が建設される予定である。

1 背景と経緯

韓国の国会議事堂は現在、首都ソウル特別市永登浦（ヨンドウンポ）区の汝矣島（ヨイド）に置かれている。韓国の首都圏は、「首都圏整備計画法」及びその施行令により、ソウル特別市に、周辺に位置する仁川（インチョン）広域市及び京畿（キョンギ）道を含めた地域とされる¹が、行政安全部（部は日本の省に相当）の資料によると、2020年末現在、韓国の人口51,829,023人のうちソウル特別市、仁川広域市、京畿道の人口を合わせると、26,038,307人であり²、総人口の半数を超えて、集中している。

首都圏への人口集中等については、現在も議論になっている³が、過去には首都機能の移転に関する議論もあった⁴。1980年代から90年代に、一部の政府機関を京畿道果川（クァチョン）市、大田（テジョン）広域市に移動させる動きがあり⁵、2004年1月には、「地域間不均衡を解消し、地域革新及び特性に合う発展を通じて自立型地方化を促進することで、全国が個性をもって等しく良い暮らしを送る社会を建設することに寄与すること」を目的とした「国家均衡発展特別法」が公布された⁶。また、2010年12月27日には、「世宗特別自治市の設置等に関する特別法」⁷が制定、公布された。2012年7月、京畿道の南側に接する忠清（チュンチョン）南・北道周辺地域に世宗（セジョン）特別自治市が設置され、世宗特別自治市への政府機関の移転が進められてきた⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

¹ 「수도권정비계획법 (법률 제 16810 호)」第2条第1号; 「수도권정비계획법 시행령 (대통령령 제 30545 호)」第2条

² 首都圏人口の合計は、次の資料を基に算定した。행정안전부「지방자치단체 행정구역 및 인구 현황 2020.12.31. 현재」2021.6, p.5. 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000005&ntfId=85154#none>

³ 하혜영, 김예성「지방소멸 위기지역의 현황과 향후 과제」『NARS 입법·정책』제 85 호, 2021.10.19, 국회입법조사처ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0156&brdSeq=36490>>

⁴ 藤原夏人「【韓国】世宗特別自治市の誕生」『外国の立法』No.246-2, 2011.2, p.28. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050605_po_02460211.pdf?contentNo=1>

⁵ 山口広文「大規模災害時における首都機能の継続性をめぐる視点」『レファレンス』No.745, 2013.2, pp.24, 27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7800398_po_074501.pdf?contentNo=1>; 「정부과천청사」정부청사관리본부ウェブサイト <<https://gbmo.go.kr/chungsa/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1148&cntntsId=1035>>; 「정부대전청사」同 <<https://gbmo.go.kr/chungsa/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1319&cntntsId=1138>>

⁶ 「국가균형발전특별법 (법률 제 7061 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=59796&ancYd=20040116&ancNo=07061&efYd=20040401&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁷ 「세종특별자치시 설치 등에 관한 특별법 (법률 제 10419 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=109469&ancYd=20101227&ancNo=10419&efYd=20101227&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁸ 「세종특별자치시, 행정기구 및 정원기준 마련」2012.5.22. 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&ntfId=28994>; 藤原 前掲注(4); 山口 前掲注(5); その他の都市にも地方合同庁舎がある。「청사안내」정부청사관리본부ウェブサイト <<https://gbmo.go.kr/chu>>

現在、複数の中央行政機関が世宗特別自治市に置かれているが、第20代国会（2016年5月30日～2020年5月29日）までに、世宗特別自治市にある中央行政機関と国会間の業務等における物理的距離等による不便等に言及し、国会の分院を設置することを内容とした法案が複数件提出された⁹。第20代国会までにはこれらの法案は成立しなかったが、第21代国会（2020年5月30日～2024年5月29日予定）で提出された世宗議事堂の設置に関する国会法改正案3件¹⁰が、所管委員会である国会運営委員会の審議を経て代案¹¹にまとめられた。2021年9月28日、この代案が国会を通過し¹²、同年10月14日に国会法の改正法が公布され¹³、施行された。

2 改正の内容

国会は、「世宗特別自治市の設置等に関する特別法」による世宗特別自治市に、国会の分院として世宗議事堂を置く。国会世宗議事堂の設置、運営その他必要な事項は、国会規則で定める（国会法第22条の4新設）。

3 今後の動き

今回の国会法改正に関して、大統領所属下の機関である国家均衡発展委員会¹⁴は、2021年9月28日、この国会法改正案の国会本会議可決を歓迎する内容の委員長メッセージに関する資料を発表した¹⁵。今後、国会世宗議事堂は、世宗特別自治市燕岐（ヨンギ）面世宗里¹⁶に建設される予定となっている¹⁷。国土交通部長官の所属に置かれている行政中心複合都市建設庁¹⁸の資料によると、「早ければ2027年頃開院し運営される展望である。」¹⁹とされている。また、同資料は、世宗議事堂の建設により世宗特別自治市内の住宅価格が上昇するおそれがあることに、住宅供給の計画についても言及している。

ngsa/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1061&cntntsId=1309>

⁹ 「[1902906] 国会법 일부개정법률안 (박수현의원 등 46 인)」; 「[1906182] 国会법 일부개정법률안 (김재원의의원 등 11 인)」; 「[2000349] 国会법 일부개정법률안 (이해찬의원 등 38 인)」

¹⁰ 「[2100307] 国会법 일부개정법률안 (홍성국의의원 등 80 인)」; 「[2102257] 国会법 일부개정법률안 (박완주의의원 등 10 인)」; 「[2109622] 国会법 일부개정법률안 (정진석의원 등 10 인)」

¹¹ 「[2112670] 国会법 일부개정법률안(대안) (국회운영위원장)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H2Z1R0N8Q2B7O1C1Z2L4A5X0C2N4S2>

¹² 「『국회세종의사당』, 국가균형발전의 새 이정표를 찍다」2021.9.28. 대한민국국회웹사이트 <[https://www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news01/bodo/bodoView.do?bbs_num=51970&bbs_id=&no=8365¤tPage=101&search_key_n=title_v&search_val_v=&CateGbn=\\$param.CateGbn&Gbntitle=N](https://www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news01/bodo/bodoView.do?bbs_num=51970&bbs_id=&no=8365¤tPage=101&search_key_n=title_v&search_val_v=&CateGbn=$param.CateGbn&Gbntitle=N)>

¹³ 「국회법 (법률 제 18474 호)」국가법령정보센터웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236025&ancYd=20211014&ancNo=18474&efYd=20211014&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹⁴ 国家均衡發展特別法の規定により設置された機関。「국가균형발전 특별법 (법률 제 18408 호)」第22条

¹⁵ 「김사열 균형위원장, 세종의사당법 국회 통과 환영」2021.9.28. 국가균형발전위원회웹사이트 <<http://www.balance.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=11&boardNo=9002&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=2&menuNo=41>>

¹⁶ 面及び里は、韓国の地方区域の単位。「지방자치법 (법률 제 18497 호)」第3条

¹⁷ 「[보도자료] 박병석 국회의장, ‘세종의사당’ 건립부지 찾아」2021.10.28. 대한민국국회웹사이트 <https://www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news01/bodo/bodoView.do?bbs_num=52194&bbs_id=&no=8502¤tPage=61&search_key_n=title_v&search_val_v=&CateGbn=&Gbntitle=N>

¹⁸ 「新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法」第38条の規定により、国土交通部長官の下に置かれた機関。「신행정수도 후속대책을 위한 연기·공주지역 행정중심복합도시 건설을 위한 특별법 (법률 제 18310 호)」第38条

¹⁹ 「행복청, 국회세종의사당 조속건립 적극 지원」2021.9.28. 대한민국 정책브리핑웹사이트 <<https://www.korea.kr/news/pressReleaseView.do?newsId=156472943&pageIndex=199&repCodeType=&repCode=&startDate=2008-02-29&endDate=2021-11-16&srchWord=>>